

第28期

定時株主総会招集ご通知

28th

FGI

FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時 ▶ 2022年12月22日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 ▶ 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB5

CONTENTS

第28期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の 額の減少並びに剰余金の処分の件	
第2号議案 定款の一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除 く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	
第5号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役 及び従業員に対するストックオプションとしての 新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に 委任する件	
（添付書類）	
事業報告	22
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

FGI フィンテック グローバル株式会社

証券コード：8789

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

(証券コード8789)
2022年12月2日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号
目黒セントラルスクエア15階
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

お手数ながら5頁から21頁の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月21日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる方法】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年12月21日（水曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールB5
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第28期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第28期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
 以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第15条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については本書には掲載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fgi.co.jp/ir/shareholders/meeting/>）に掲載しております。なお、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であります。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fgi.co.jp/ir/shareholders/meeting/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

本総会におきましては、感染拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 例年より会場内の座席の数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきますので、会場が満席となった場合は、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- 2 ご入場前にサーモカメラにより検温を実施させていただきます。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様には、スタッフがお声がけしてご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 3 当社の役員及びスタッフは、マスク・手袋等を着用させていただきます。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用及び会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。なお、マスク未着用の株主様にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 4 ご来場の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。

なお、今後の感染拡大の状況や政府・行政からの要請等の内容により、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fgi.co.jp/ir/shareholders/meeting/>）にてお知らせいたします。ご来場の際は、事前にご確認賜りますようお願いいたします。

4. 議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：2022年12月22日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。以下の行使期限までに当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

行使期限：2022年12月21日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇒ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2022年12月21日（水曜日）午後5時30分入力分まで

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

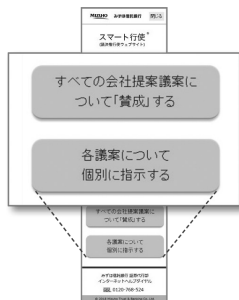
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
QRコードを読み取るアプリケーション（又は機能）が導入されていることが
必要です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1回のみ**。

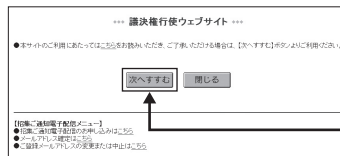
議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記
「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権
行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使をお願
いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移
できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

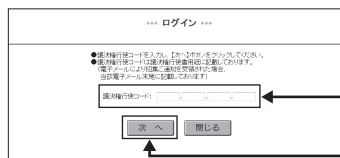
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

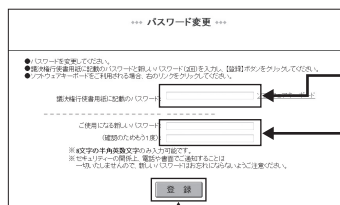
2 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード(ID)」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力 ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更 いただく必要があります。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (受付時間 平日 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の利益配当などの資本政策の実施に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項並びに第452条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、資本金の額の減少については、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数は変更せず、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。資本金、資本準備金及び利益準備金の額が減少しますが、繰越利益剰余金が同額増加するため、当社の純資産額にも変更はございません。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

2022年9月30日現在の資本金の額6,471,266,457円のうち1,098,930,229円を減少して、減少後の資本金の額を5,372,336,228円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少する資本準備金の額

2022年9月30日現在の資本準備金の額4,036,488,964円を全額減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(3) 減少する利益準備金の額

2022年9月30日現在の利益準備金の額47,303,671円を全額減少し、減少後の利益準備金の額を0円といたします。

(4) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額の減少額1,098,930,229円及び資本準備金の減少額4,036,488,964円は、その他資本剰余金に振り替えます。

また、利益準備金の減少額47,303,671円は、繰越利益剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金5,135,419,193円全額を繰越利益剰余金に振り替えて利益準備金の額の減少額とともに欠損補填に充当いたします。これにより、繰越利益剰余金の残高は0円となります。

4. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日 2023年1月27日（予定）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除する規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第40条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第40条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>(株主総会資料の電子提供にかかる経過措置)</p> <p>第3条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② 本附則第3条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	在任年数
1	たまいのぶみつ 玉井信光	再任 男性	代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長	21/22 回 (95%)	28年
2	せんだ たかし 千田高	再任 男性	取締役 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部管掌 財務部長 兼 事業統括部長	22/22 回 (100%)	2年 (注) 2.
3	よしおかなおこ 吉岡尚子	再任 女性	取締役	22/22 回 (100%)	2年
4	きむら たかし 木村喬	新任 男性	上席執行役員 人事総務部/事業統括部管掌 事業統括部長	—	— (注) 3.

- (注) 1. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
2. 千田 高氏は2017年12月から2019年12月まで取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しており、通算では4年となります。
3. 木村 喬氏は2014年12月から2020年12月まで取締役または監査等委員である取締役（いずれも社外取締役）に就任しており、通算では6年となります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、執行役員等が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。玉井信光、千田高、吉岡尚子及び木村喬の各氏の選任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

た ま い の ぶ み つ

1. 玉井 信光 (1963年6月11日生)

再 任

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	2019年10月	当社、代表取締役社長 兼 投資銀行本部長
1994年12月	当社設立、代表取締役社長	2021年10月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進
2009年6月	(株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任)		グループ長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役

所有する当社株式の数

10,095,000株

取締役在任年数 (本総会最終時)

28年

取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「プティック型 (専門的な) 投資銀行」である当社を牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。お客様のニーズにマッチしたオーダーメイドの資金調達の実現やプライベートエクイティ投資などにより、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。今後も同氏が持つ豊富な経験、見識及び強力なリーダーシップにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第28期 (2022年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 21/22 回 (95%)

2. 千田 高 (1967年8月4日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月	東邦生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険(株)）入社	2019年12月	当社、上席執行役員 メツツァ事業担当
2004年12月	当社入社	2020年12月	当社、取締役 上席執行役員
2008年4月	当社、管理本部 人事・総務部 部長	2021年11月	当社、取締役 社長付 経理財務部/事業統括部/人事総務部副管掌 人事総務部長代理
2011年7月	当社、執行役員 事業統括部 部長	2021年11月	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング、監査役（現任）
2014年10月	当社、執行役員 経営管理部長	2021年12月	FGIキャピタル・パートナーズ(株)、取締役（現任）
2017年12月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部管掌 経理財務部長	2021年12月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 人事総務部長
2018年10月	当社、取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部管掌 経理財務部長兼人事総務部長	2022年4月	コネクotteック(株)、代表取締役社長
2019年11月	(株)ムーミン物語、代表取締役社長	2022年10月	当社、取締役 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部 管掌 財務部長兼事業統括部長(現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

61,800株

取締役在任年数（本総会終結時）

2年
(2017年12月から2019年12月までの当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間を含む通算は4年)

取締役候補者とした理由

千田高氏は、当社の管理部門の責任者として人事、財務、経営企画などにおける豊富な業務知識と経験を有しており、経営全般を熟知しております。これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

千田高氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第28期（2022年9月期）における取締役会への出席状況

取締役会 22/22 回（100%）

よしおか なおこ

3. 吉岡 尚子 (1965年12月28日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現PwC税理士法人) 入所	2012年7月	同社、取締役 企画管理本部長
2005年7月	(株)シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ入社	2014年7月	当社、グループ事業開発本部プリンシパルインベストメント事業部長
2007年6月	シンプレクス不動産投資顧問(株)出向 同社、ファンドマネジメント部長	2017年12月	当社、執行役員 プロジェクト推進部長
2011年4月	当社入社	2019年10月	フィンテックアセットマネジメント(株)、代表取締役社長 (現任)
2012年6月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役	2020年12月	当社、取締役 (現任)

重要な兼職の状況

フィンテックアセットマネジメント(株) 代表取締役社長

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数 (本総会最終時)

2年

取締役候補者とした理由

吉岡尚子氏は、大手税理士法人や不動産投資顧問に勤務後、当社において投資部門の責任者を歴任しております。また公認会計士の資格を有するなど金融や投資、会計に関する幅広い経験、知見を有しております。現在は、当社取締役と兼任する当社子会社フィンテックアセットマネジメント(株)の代表取締役社長として、プライベートエクイティ投資に関連する業務や不動産投資顧問業務等を統括しております。こうした豊富な経験、知見によって、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

当社は、吉岡 尚子氏が代表取締役社長である当社子会社フィンテックアセットマネジメント(株)が加入している公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会に対して、同氏が提出した連帯保証書に基づき、同氏が当協会に対するフィンテックアセットマネジメント(株)の選付充当金の納付義務に係る連帯保証債務を履行した場合に、10百万円を上限として補償する旨の契約を締結しております。

第28期 (2022年9月期) における取締役会への出席状況

取締役会 22/22 回 (100%)

4. 木村 喬 (1979年7月24日生)

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	2017年1月	やまと税理士法人設立、代表社員（現任） やまとパートナーズ(株)、取締役（現任）
2008年6月	清和監査法人（現RSM清和監査法人）社員	2017年6月	(株)エスクリ、社外取締役
2012年7月	ベルウェザー総合会計事務所設立、代表 (株)ベルウェザー設立、代表取締役（現任）	2019年12月	当社、取締役 監査等委員（2020年12月退任）
2014年11月	やまと監査法人設立、代表社員（現任）	2021年6月	(株)エスクリ、社外取締役 監査等委員（現任）
2014年12月	当社、社外取締役	2021年12月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役
		2022年10月	当社、上席執行役員 人事総務部/事業統括部 管 掌 事業統括部長（現任）

重要な兼職の状況

(株)ベルウェザー 代表取締役

やまと監査法人 代表社員

(株)エスクリ 社外取締役 監査等委員

やまと税理士法人 代表社員

やまとパートナーズ(株) 取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

—

(2014年12月から2020年12月までの社外取締役または監査等委員である社外取締役の在任期間を含む通算は6年)

取締役候補者とした理由

木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザー業務等を経験しております。また、当社の社外取締役や当社子会社の取締役を経験し、現在は上席執行役員 事業統括部長を務めております。これらによって培われた専門的知識・経験と当社グループ経営の実績により、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を通じた当社グループの企業価値向上に貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

当社は木村喬氏が代表取締役を務める(株)ベルウェザーと当社及び当社グループの企業運営に関する助言などに関する業務委託契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合、当該契約を解除する予定であります。

当社子会社のフィンテックアセットマネジメント(株)は、木村喬氏が代表社員を務めるやまと税理士法人と特定案件の財務・税務に関する調査業務に関するアドバイザー業務委託契約を締結しておりますが、当該契約は2022年12月31日に終了する予定です。

第28期（2022年9月期）における取締役会への出席状況

取締役会 —

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役鈴木健次郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましてはコーポレートガバナンス強化のため1名増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	在任 年数
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">すずき けんじろう 鈴木 健次郎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">男性</div> </div> <div style="margin-top: 5px; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="margin-top: 5px; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	取締役 監査等委員	22/22回 (100%)	12/12回 (100%)	2年
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">のざき あつひこ 野崎 篤彦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">男性</div> </div> <div style="margin-top: 5px; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="margin-top: 5px; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div>	顧問	—	—	—

- (注) 1. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
2. 当社は鈴木健次郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
また、野崎篤彦氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外としております。鈴木健次郎氏の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、野崎篤彦氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

すずき けんじろう

1. 鈴木 健次郎 (1951年5月15日生)

再任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1974年4月	大蔵省入省	2007年7月	独立行政法人中小企業基盤整備機構、理事
1982年6月	国際復興開発銀行職員、ワシントン駐在	2009年8月	(株)紀陽銀行、執行役員
1993年7月	大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長	2010年6月	同行、取締役
1999年7月	中国財務局長	2012年6月	同行、常務取締役
2001年1月	預金保険機構、金融再生部長	2015年9月	ニッセイリース(株)、顧問
2003年8月	衆議院財務金融委員会、専門員	2018年4月	当社、顧問
		2020年12月	当社、取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

0株

社外取締役 (監査等委員) 在任年数 (本総会終結時)

2年

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木健次郎氏は、長年にわたり金融当局で要職を歴任し金融行政に精通しており、民間部門においても金融機関の経営者としての経験を有しており、財務、会計及び法務に関する知見を有しております。これらの経験、知見を活かし、経営陣から独立した立場で取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

鈴木健次郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第28期 (2022年9月期) における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 22/22 回 (100%)

監査等委員会 12/12 回 (100%)

独立役員

当社は鈴木健次郎氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

のぞき あつひこ

2. 野崎 篤彦 (1952年12月2日生)

新任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1975年4月	日本生命保険相互会社入社	2012年6月	公益財団法人大阪対がん協会、監事（現任）
2001年7月	同社、検査部長	2015年6月	公益財団法人ニッセイ緑の財団、理事長
2004年7月	同社、監査役	2018年6月	公益財団法人日本生命済生会、顧問
2007年3月	同社、常任監査役	2020年8月	一般財団法人未来医療推進機構、参与（現任）
2008年6月	近畿車輛(株)、社外監査役	2021年6月	近畿車輛(株)、社外取締役（現任）
2008年7月	財団法人(現公益財団法人)日本生命済生会、理事長	2021年12月	当社、顧問（現任）

重要な兼職の状況

近畿車輛(株) 社外取締役

所有する当社株式の数

0株

社外取締役（監査等委員）在任年数（本総会終結時）

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野崎篤彦氏は、生命保険会社における監査役や財団法人の経営者としての経験があり、監査に関する知見を中心に幅広い見識を有しております。同氏については、2021年12月21日開催の定時株主総会において補欠の監査等委員である社外取締役に選任しておりましたが、前述の経験、知見を活かし、経営陣から独立した立場で取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、改めて監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係等

当社は野崎篤彦氏と顧問契約を締結して当社及び当社グループの運営方針に関するアドバイス等に関する業務を委嘱しておりますが、同氏の選任が承認された場合、当該顧問契約を解除する予定であります。当該顧問契約の報酬額は月額30万円であり多額ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと当社は判断しております。

第28期（2022年9月期）における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会 —

監査等委員会 —

独立役員

野崎篤彦氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社及び当社子会社と取引関係がある日本生命保険相互会社の出身ですが、退任後10年以上経過しており、第28期（2022年9月期）における当社及び当社子会社との取引の支払額または受取額は当社及び当社子会社、または当該会社の連結売上高または経常収益の1%未満であることから、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。

ご参考 第3号議案、第4号議案が承認可決されたのちの役員構成

各取締役候補者の主な専門的経験分野と特に期待する分野（最大5つ）等は以下の通りです。
（候補者の有する全ての知見を表すものではありません。）

就任後の 役職	氏名	性別	主な専門的経験分野／特に期待する分野						
			企業経営	国際性	業界知見 (投資、ファイ ナンス)	財務/会計	人事/ 人材開発	法務/ コンプライア ンス	リスク 管理
代表取締役社長	玉井 信光	男性	●	●	●	●			●
取締役 上席執行役員	千田 高	男性	●			●	●		
取締役	吉岡 尚子	女性	●	●	●	●			
取締役	木村 喬	男性				●			
社外取締役 常勤監査等委員	川崎 史顕	男性	●				●		●
社外取締役 監査等委員	鈴木健次郎	男性		●		●		●	●
社外取締役 監査等委員	野崎 篤彦	男性	●			●		●	
社外取締役 監査等委員	大山 亨	男性			●	●			

「主な専門的経験分野／特に期待する分野」の定義は、以下の通りです。

項目	定義
企業経営	当社代表取締役の経験、または他の上場会社（その子会社を含む）やそれに準ずる会社や組織における業務執行取締役等の経験と、経営戦略における適正な判断ができる知見
国際性	当社グループまたは他の会社や組織における海外事業等の経験・知見
業界知見（投資、ファイナンス）	投資銀行業務やプライベートエクイティ投資等の経験・知見
財務/会計	財務戦略、会計に関する専門家としての経験・知識
人事/人材開発	人事、人材開発に関する経験・知見
法務/コンプライアンス	金融関連の法制度・規制への対応、顧客・投資先との契約、または企業法務に関する経験・知見
リスク管理	当社グループのリスク管理、または顧客企業等のファイナンス案件におけるリスク分析とそのコントロールなどの経験・知見

第5号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）並びに当社子会社の取締役及び従業員（契約社員含む。）に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

なお、本新株予約権は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第29期事業年度に係るものに限る。）が当社取締役会にて承認された場合には、当社が無償で本新株予約権を取得することができる取得条項付新株予約権であります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）並びに当社子会社の取締役及び従業員（契約社員含む。）に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、付与時点において当社従業員（契約社員及び嘱託含む。）又は当社子会社の取締役若しくは従業員（契約社員含む。）であり、かつ2022年9月末日時点で当社又は当社子会社に在籍していた者のうち、一部の者を対象とします。当社は、同種のストックオプション（新株予約権）を毎年継続的に発行してまいり予定でございます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

下記のとおりとします。

記

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権2,685個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式268,500株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2024年12月28日から2032年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主

総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)若しくはviの場合、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第29期事業年度に係るものに限る。)の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑧に準じて決定する。
- ⑧ その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度は、投資銀行事業において事業承継等のニーズに対応したプライベートエクイティ投資を更に加速させるべく案件の組成を推進しました。エンタテインメント・サービス事業では、ムーミンバレーパークにおいてリニューアルを実施し、ウィズコロナとアフターコロナにおける来園者増加を見据えた基盤を整備しました。またライセンス関連については、ライセンシーにおけるムーミン商材の取扱高の増加が続いておりますが、更なる成長に向けた成長基盤の整備やマーケティング活動を推進しました。

当連結会計年度の経営成績は、投資銀行事業においてプライベートエクイティ投資案件の組成・投資実行・回収が順調に進んだことや、航空機アセットマネジメントが好調を維持しアセット投資の回収も増加したことにより、売上高は9,301百万円（前連結会計年度比14.7%増）となり、売上総利益は売上高の増加とメツァの原価低減により3,990百万円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。販売費及び一般管理費は、事業拡大のための人員増強や外部委託の増加などにより前連結会計年度比6.6%増の3,402百万円となりましたが、営業利益は売上総利益の増加により587百万円（前連結会計年度比230.0%増）、経常利益は540百万円（前連結会計年度比366.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は176百万円（前連結会計年度比34.6%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、従来の会計処理方法に比べて売上高及び売上原価がそれぞれ83百万円減少しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

連結業績及びセグメント別業績の概要

(単位：百万円)

	第27期 (前連結会計年度)	第28期 (当連結会計年度)	増減額
売上高	8,107	9,301	1,194
投資銀行事業	4,061	4,973	912
公共コンサルティング事業	242	346	103
エンタテインメント・サービス事業	4,106	4,285	179
消去	△303	△303	△0
売上総利益	3,370	3,990	619
投資銀行事業	2,725	2,951	225
公共コンサルティング事業	148	189	41
エンタテインメント・サービス事業	632	975	343
消去	△136	△126	9
営業利益 (セグメント利益又は損失 (△))	178	587	409
投資銀行事業	1,303	1,180	△122
公共コンサルティング事業	△3	△14	△11
エンタテインメント・サービス事業	△501	△34	467
消去又は全社費用	△619	△543	76
経常利益	115	540	425
税金等調整前当期純利益	118	556	437
親会社株主に帰属する当期純利益	130	176	45

セグメント別の業績は以下のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。

① 投資銀行事業

投資銀行事業では、プライベートエクイティ投資への引き合いが続いており、案件組成、投資実行及び投資回収が順調に進み、アセット投資の回収も進みました。アセットマネジメントにおいては、レジデンスや再生可能エネルギー設備を投資対象とする複数の案件を新規受託し業務受託による収益を計上しておりますが、これによりアセットマネジメント受託資産残高は前連結会計年度末比111.8%増の561億円となり、ストック型収益の基盤が強化されました。また航空機アセットマネジメントにおいては、コロナ禍の影響により機体検査や機体返還などの技術サービス提供依頼が好調に推移して、増加する引き合いに対し外部委託を増やして対応しました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は4,973百万円（前連結会計年度比22.5%増）となりましたが、アセット投資や航空機アセットマネジメントなどの売上増加に伴う売上原価の増加や人員増強などによる費用の増加によって、セグメント利益は1,180百万円（前連結会計年度比9.4%減）となりました。

② 公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業では、財務書類作成のコンサルティングについて前期から大規模自治体を軸に営業活動を推進した結果、令和3年度（2021年4月～2022年3月）における「県」からの財務書類作成・固定資産台帳整備受託件数は令和2年度（2020年4月～2021年3月）と比べ4件増加し、7件となりました。また、2021年1月に総務省が地方公共団体に求めた公共施設等総合管理計画の見直しに関して、これを支援する業務について積極的に営業活動を推進しました。これらにより新規取引先の開拓が進み、令和3年度の取引先団体数（累計）は令和2年度と比べ27団体増加し385団体となり、2022年4月から開始した令和4年度においては9月末までに9団体増加し394団体となりました。

以上の結果、公共コンサルティング事業の売上高は346百万円（前連結会計年度比42.8%増）となりましたが、外部委託費の増加によりセグメント損失は14百万円（前連結会計年度は3百万円の損失）となりました。

③ エンタテインメント・サービス事業

メッツァでは、ムーミンバレーパークにおいて来園者ニーズに応えるコンテンツ、サービスとすべく、2021年12月に“Well-being”を新しいテーマとしてリニューアルを実施しました。これにより、「自然」や「癒し」、「安らぎ」を求める来園者のニーズに合った運営形態に変更し、チケット価格もワンデーパスのみのわかりやすい料金体系に移行しました。メッツァの来園者数は、2022年4月から行動制限が緩和されたものの、リニューアル

ルのための休園やまん延防止等重点措置の適用、新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、前期並みの74万人となりました。このような中、新たな収益機会としてライセンスであるムーミンキャラクターズ社と連携した公式オンラインショップを2022年3月1日に開設し、魅力ある商品の提供を開始しました。以上の結果、メッツァ関連の売上高は、前連結会計年度比2.6%増の2,408百万円となりました。なお売上高は、収益認識会計基準等の適用により、従来 of 会計処理方法に比べて83百万円減少しております。

ライセンス関連については、ムーミン商材を製造・販売するライセンシーの一部で中国のロックダウンによる製造遅延や円安による製品ラインナップ見直しなどが発生した影響を受けましたが、カジュアルウェアを中心とするファッション分野の伸長や付録付き雑誌の販売拡大などにより、総じて取扱高は増加しライセンス収入が増加しました。この結果、ライセンス関連の売上高は前連結会計年度比6.7%増の1,877百万円となりました。なお、ライセンス関連では中長期の成長に向けた成長基盤の整備のために、データに基づくマーケティングのための統一的CRMプラットフォーム構築準備や、ブランディング戦略を推進しております。

以上の結果、エンタテインメント・サービス事業の売上高は4,285百万円（前連結会計年度比4.4%増。収益認識会計基準等の適用の影響を除いた場合は前連結会計年度比6.4%増）、セグメント損失はムーミンバレーパークのリニューアルに伴う収益性改善によって前連結会計年度比で467百万円改善し34百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、121百万円であり、主なものはムーミンのコンテンツやムーミンバレーパークにおける展示施設への投資であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「すべての産業界へ革新的なストラクチャードファイナンスの効用を浸透させる」を経営基本方針として、後継者不足やコロナ禍による経営環境の悪化等、様々な経営課題を抱えた企業、及び様々なプロジェクトのファイナンス・ニーズに対応するとともに、企業価値、資産価値の最大化を通じて、関係するすべてのステークホルダーの満足の実現と地域社会の発展に貢献してまいります。そのために、以下の課題に取り組んでおります。

- ① プライベートエクイティ投資を加速させるための人材の確保・育成・流出防止、及び金融機関借入等による投資資金の確保。
- ② 受託資産残高の増加によるストック型収益基盤の拡大。

- ③ 顧客のニーズに即した商品組成と販売強化。先端的なデジタル技術なども利用した商品は外部リソースも活用し、積極的に市場を開拓。
- ④ 公共コンサルティング事業では、大規模自治体を中心とする財務書類作成支援業務等の営業強化。
- ⑤ エンタテインメント・サービス事業では、ムーミンの著作権を保有するMoomin Characters Oy Ltdと連携を強化し、同社が掲げる“One-Moomin”と連動した戦略を推進。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第25期 (2019年9月期)	第26期 (2020年9月期)	第27期 (2021年9月期)	第28期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	9,175,148	6,841,351	8,107,368	9,301,972
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,850,684	△1,135,408	115,844	540,909
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,586,671	△1,186,007	130,806	176,125
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.08	△5.90	0.65	0.88
総 資 産 (千円)	19,025,014	16,583,548	16,457,588	17,933,011
純 資 産 (千円)	8,873,170	7,304,381	7,439,120	7,842,693
1株当たり純資産 (円)	37.03	31.12	31.47	32.72

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(2) 会社の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第25期 (2019年9月期)	第26期 (2020年9月期)	第27期 (2021年9月期)	第28期 (当期) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	1,158,818	1,098,901	1,782,808	1,678,499
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,527,843	△517,393	134,627	△440,911
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,388,919	△2,152,478	△238,509	△389,580
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△7.07	△10.70	△1.19	△1.94
総 資 産 (千円)	11,485,606	8,669,237	8,575,948	8,204,108
純 資 産 (千円)	8,181,157	6,025,584	5,812,699	5,463,283
1株当たり純資産 (円)	40.43	29.72	28.59	26.86

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2022年9月30日現在）

会社名	資本金 又は出資金 (千円)	議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント(株)	50,000	100.0%	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザー業務
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	50,000	100.0%	・投資運用、投資助言・代理業 ・オルタナティブ投資 ・ヘッジ・ファンド投資
SGL-Group B.V.	2,020千ユーロ	51.0% (51.0%)	・持株会社
SGL-Aviation Services B.V.	18千ユーロ	100.0% (100.0%)	・航空機アセットマネジメント ・航空技術アドバイザー
(株)パブリック・マネジメント・ コンサルティング	20,000	83.8%	・地方公共団体の財務書類作成支援 ・公共施設等総合管理計画策定支援
(株)ムーミン物語	50,000	43.5%	・テーマパーク事業
飯能地域資源利活用合同会社	100	—	・不動産の取得、保有及び処分 ・不動産の賃貸及び管理
(株)ライツ・アンド・ブランズ	45,000	42.3% (42.3%)	・著作権の譲渡契約及び利用契約の仲介 ・アニメ放映権販売

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

4. 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下の通りであります。

(1) 投資銀行事業

・投資銀行業務

ファイナンス・アレンジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）、プライベートエクイティ投資、アセット投資、航空機アセットマネジメント、航空機技術アドバイザー、航空機登録サービス

・企業投資

(2) 公共コンサルティング事業

地方公共団体の財務書類作成支援、公共施設等総合管理計画策定支援

(3) エンタテインメント・サービス事業

テーマパークの開発・保有・管理・運営、著作権の譲渡契約及び利用契約の仲介、アニメ放映権販売

5. 企業集団の主要拠点等（2022年9月30日現在）

(1) 当社の主要な営業所

本 社・・・東京都品川区

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社
フィンテックアセットマネジメント(株)	東京都品川区
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	東京都品川区
SGI-Group B.V.	オランダ王国アムステルダム
SGI-Aviation Services B.V.	オランダ王国アムステルダム
(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング	東京都品川区
(株)ムーミン物語	埼玉県飯能市
飯能地域資源利活用合同会社	埼玉県飯能市
(株)ライツ・アンド・ブランズ	東京都品川区

6. 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	69名
公共コンサルティング事業	11名
エンタテインメント・サービス事業	76名
全社（共通）	21名
合 計	177名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員、契約社員、嘱託及びアルバイトの期中平均雇用人員(1日8時間換算) 144名)は含まれておりません。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数（合計）は、前連結会計年度末に比べ28名増加しております。

7. 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

借入先	借入金残高
飯能信用金庫	2,913,750千円
(株)荘内銀行	1,100,000千円
(株)埼玉りそな銀行	1,031,250千円
(株)武蔵野銀行	1,031,250千円
青梅信用金庫	971,250千円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2022年9月30日現在)

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 308,400,000株

(2) 発行済株式の総数 201,295,200株

(3) 株主数 28,922名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
玉井 信光	10,095,500	5.02
株式会社CAT-MY	10,000,000	4.97
東京短資株式会社	3,845,200	1.91
藤井 優子	3,576,400	1.78
株式会社SBI証券	2,946,800	1.46
小松 秀輝	2,250,000	1.12
田村 直丈	1,806,000	0.90
青島 正章	1,708,000	0.85
ロバート・ハースト	1,634,300	0.81
LGT BANK LTD	1,261,000	0.63

(注) 持株比率は、自己株式 (20株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 投資銀行本部長 営業推進グループ長	玉井 信光	(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/ 人事総務部管掌 人事総務部長	千田 高	コネクトテック(株) 代表取締役社長
取締役	吉岡 尚子	フィンテックアセットマネジメント(株) 代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	川崎 史顕	
取締役 監査等委員	鈴木 健次郎	
取締役 監査等委員	大山 亨	(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (有)セイレーン 代表取締役 I G証券(株) 社外監査役 (株)イオレ 社外監査役 (株)アズ企画設計 社外監査役

- (注) 1. 取締役 監査等委員 川崎史顕、鈴木健次郎及び大山 亨の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
2. 当社は、重要な社内会議への出席及び内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 監査等委員 鈴木 健次郎氏は金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 監査等委員 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 監査等委員 大山 亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
取締役 副社長	鷲本 晴吾	2021年 12月21日	任期満了	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング 代表取締役社長

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
取締役 監査等委員	太田 健一	2021年 12月21日	任期満了	(株)ノムラシステムコーポレーション 社外取締役

(注) 鷲本晴吾氏が兼職していた(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングとの間には、資金貸付及び同社の金融機関借入に対する債務保証の取引があります。太田健一氏が兼職していた他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

6. 当事業年度末日後に取締役の地位及び担当について、次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
千田 高	取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部 管掌 人事総務部長	取締役 上席執行役員 経理部/財務部/事業統括部 管掌 財務部長 兼 事業統括部長	2022年10月1日

7. 当事業年度末日後に取締役の重要な兼職について、次のとおり異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
千田 高	コネクトテック(株) 代表取締役社長	コネクトテック(株) 取締役	2022年10月7日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年ごとに契約更新しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社9社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用者であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等 (ストックオプション)	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	129	121	7	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24 (24)	24 (24)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	154 (24)	146 (24)	7 (—)	8 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年12月21日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び監査等委員である取締役1名（社外取締役）を含めております。
2. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）です。また、同総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額37,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名です。
3. 当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第25期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

- ② 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、②から④までにおいて同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「報酬決定方針」という。）に関する事項

i 報酬決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬等の基本方針は、以下の通りとする。

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- ・優秀な人材を確保・維持するために相応しい報酬水準とする。

2) 報酬構成

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、退職慰労金的性格を有する株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 3) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等、他社水準、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

- 4) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権とし、取締役に対して、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、事業年度毎に割り当てる。当該報酬等の額は、退職慰労金的性格に鑑み、取締役の基本報酬（固定報酬）の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。本新株予約権は、長期インセンティブとするため、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容とする。また、本新株予約権の総数は、各事業年度で3,000個（各新株予約権の目的である株式の数は100株。株式分割等を行う場合は調整。）を上限とする。

5) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については特に定めないが、非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、基本報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとする。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬の額については取締役会の決議によって独立社外取締役で構成する監査等委員会にその具体的内容の決定を委任する。監査等委員会は、代表取締役社長が上記3)の方針に基づき各取締役を評価して策定した原案をもとに、各取締役の報酬案を審議し、最終決定するものとする。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等については、取締役会が上記4)の方針に基づき、個人別の割当する新株予約権の数等を決議することによって決定するものとする。

ii 報酬決定方針の決定方法

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進するような報酬制度とするとともに、より透明性の高い報酬決定プロセスにするという考えのもとで、代表取締役社長が社外取締役と協議の上、従来の報酬決定方針から変更するための原案を作成し、2021年12月21日開催の取締役会において変更を決議いたしました。

※上記 ii に記載のとおり、当社は2021年12月21日開催の取締役会において、報酬決定方針を変更しましたが、変更前における報酬等は、変更前の報酬決定方針に基づいて支給しております。変更前の報酬決定方針において6) は以下のとおりで、その他の項目の変更はしていません。

<変更前の報酬決定方針>

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬の額については取締役会の決議により代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、代表取締役社長は上記3)の方針に基づき各取締役を評価して原案を作成する。原案については、社外取締役である常勤監査等委員がその算定根拠等の妥当性を確認して、代表取締役社長はこの確認後の内容によって決定するものとする。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等については、取締役会が上記4)の方針に基づき、個人別の割当する新株予約権の数等を決議することによって決定するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年12月21日開催の取締役会にて、基本報酬について監査等委員会に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

その権限は、代表取締役社長が各取締役の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等について評価を行って報酬額の原案を作成した後、独立社外取締役で構成する監査等委員会が原案の算定根拠等の妥当性を検討し、最終決定することです。当該権限を委任した理由は、全体業績を俯瞰しつつ各取締役の経営責任等の評価を行うための最も多くの情報を把握している代表取締役社長が原案を作成し、この原案を独立性が高い社外取締役で構成する監査等委員会において妥当性を評価することで、報酬決定方針に沿った透明性の高い報酬決定プロセスとなるためです。

なお、監査等委員会の構成員は以下の通りです。

委員長：川崎 史顕（社外取締役 常勤監査等委員）

構成員：鈴木 健次郎（社外取締役 監査等委員）

大山 亨（社外取締役 監査等委員）

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

③のような手続きを経ていることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 監査等委員である取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社取締役会は、監査等委員である取締役の報酬等については、その役割の観点から基本報酬のみで構成し、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定することとしています。

(5) 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	川 崎 史 顯	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、また、子会社の監査役等との協議を通じて子会社各社の経営上の課題やリスク等を把握したうえで、常勤監査等委員として、当社の経営の重要事項の決定や業務執行等について助言及び提言を行っております。
取締役 監査等委員	鈴 木 健 次 郎	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会12回全てに出席し、金融行政及び金融業界における要職を歴任した豊富な経験と知見より、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から適宜必要な助言及び提言を行っております。
取締役 監査等委員	大 山 亨	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回及び監査等委員会12回のうち11回に出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、必要に応じて市場の動向・経営管理・リスク管理等について助言及び提言を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,022,806	流 動 負 債	2,587,825
現金及び預金	2,375,927	支払手形及び買掛金	248,274
受取手形、売掛金及び契約資産	1,113,702	1年内返済予定の長期借入金	529,252
営業投資有価証券	2,482,469	リース債務	260,095
営業貸付金	371,665	未払法人税等	133,150
販売用不動産	4,057,167	賞与引当金	191,888
商品の他	133,602	その他	1,225,164
その他	593,045	固 定 負 債	7,502,492
貸倒引当金	△104,772	長期借入金	7,184,342
固 定 資 産	6,910,204	リース債務	158,022
有 形 固 定 資 産	5,878,784	繰延税金負債	19,737
建物及び構築物	4,672,832	退職給付に係る負債	110,067
工具、器具及び備品	591,335	その他	30,322
土地	519,734	負 債 合 計	10,090,317
建設仮勘定	300	純 資 産 の 部	
その他	94,581	株 主 資 本	6,524,040
無 形 固 定 資 産	632,501	資本金	6,471,266
のれん	117,736	資本剰余金	4,996,716
その他	514,765	利益剰余金	△4,943,941
投 資 そ の 他 の 資 産	398,918	自己株式	△0
投資有価証券	105,581	その他の包括利益累計額	61,839
長期貸付金	35,004	その他有価証券評価差額金	35,680
繰延税金資産	11,364	為替換算調整勘定	26,158
その他	257,016	新株予約権	56,359
貸倒引当金	△10,047	非支配株主持分	1,200,454
資 産 合 計	17,933,011	純 資 産 合 計	7,842,693
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,933,011

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,301,972
売上原価		5,311,544
売上総利益		3,990,428
販売費及び一般管理費		3,402,665
営業利益		587,762
営業外収益		
受取利息	1,039	
投資有価証券売却益	9,912	
為替差益	27,122	
持分法による投資利益	9,560	
助成金収入	37,287	
その他	5,624	90,547
営業外費用		
支払利息	119,117	
貸倒引当金繰入額	15,227	
その他	3,055	137,401
経常利益		540,909
特別利益		
新株予約権戻入益	16,478	16,478
特別損失		
関係会社出資金評価損	999	
関係会社清算損	362	1,362
税金等調整前当期純利益		556,025
法人税、住民税及び事業税	181,980	
法人税等調整額	△53,577	128,402
当期純利益		427,622
非支配株主に帰属する当期純利益		251,497
親会社株主に帰属する当期純利益		176,125

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年10月1日残高	6,462,099	4,987,549	△5,120,066	－	6,329,582
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9,166	9,166	－	－	18,333
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	176,125	－	176,125
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	9,166	9,166	176,125	△0	194,458
2022年9月30日残高	6,471,266	4,996,716	△4,943,941	△0	6,524,040

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年10月1日残高	6,249	△7,167	△918	78,503	1,031,953	7,439,120
当連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	18,333
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	176,125
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	29,430	33,326	62,757	△22,143	168,501	209,114
当連結会計年度中の変動額合計	29,430	33,326	62,757	△22,143	168,501	403,572
2022年9月30日残高	35,680	26,158	61,839	56,359	1,200,454	7,842,693

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,250,870	流 動 負 債	489,437
現金及び預金	513,931	買掛金	29,835
売掛金	171,662	短期借入金	97,500
営業投資有価証券	953,470	リース債務	19,915
販売用不動産	4,071,720	1年内返済予定の長期借入金	61,808
前払費用	48,118	未払金	33,748
営業貸付金	371,665	未払費用	59,255
短期貸付金	591,712	未払法人税等	31,453
その他の	226,941	前受金	14,570
貸倒引当金	△698,352	賞与引当金	27,095
		債務保証損失引当金	78,610
		その他の	35,644
固 定 資 産	1,953,237	固 定 負 債	2,251,387
有 形 固 定 資 産	722,982	長期借入金	2,006,386
建物	147,612	リース債務	19,420
工具、器具及び備品	83,222	退職給付引当金	110,067
土地	492,147	繰延税金負債	5,887
無 形 固 定 資 産	9,565	その他の	109,624
ソフトウェア	7,788	負 債 合 計	2,740,824
その他の	1,776	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,220,690	株 主 資 本	5,372,335
投資有価証券	32,019	資 本 金	6,471,266
関係会社株式	294,986	資 本 剰 余 金	4,036,488
出資	568	資 本 準 備 金	4,036,488
関係会社出資金	511,632	利 益 剰 余 金	△5,135,419
長期貸付金	270,596	利 益 準 備 金	47,303
その他の	121,393	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,182,722
貸倒引当金	△10,506	繰越利益剰余金	△5,182,722
		自 己 株 式	△0
		評価・換算差額等	34,588
		その他有価証券評価差額金	34,588
		新 株 予 約 権	56,359
資 産 合 計	8,204,108	純 資 産 合 計	5,463,283
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,204,108

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,678,499
売上原価		368,541
売上総利益		1,309,958
販売費及び一般管理費		1,304,482
営業利益		5,475
営業外収益		
受取利息	25,948	
受取配当金	490	
その他	2,254	28,693
営業外費用		
支払利息	3,288	
貸倒損失	1,580	
貸倒引当金繰入額	391,600	
債務保証損失引当金繰入額	78,610	
その他	0	475,080
経常損失		△440,911
特別利益		
投資有価証券売却益	9,912	
新株予約権戻入益	878	10,791
特別損失		
関係会社出資金評価損	999	
関係会社株式清算損	362	1,362
税引前当期純損失		△431,482
法人税、住民税及び事業税		△41,902
当期純損失		△389,580

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2021年10月1日残高	6,462,099	4,027,322	47,303	△4,793,142	-	5,743,583
事業年度中の変動額						
新株の発行	9,166	9,166	-	-	-	18,333
当期純損失	-	-	-	△389,580	-	△389,580
自己株式の取得	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	9,166	9,166	-	△389,580	△0	△371,247
2022年9月30日残高	6,471,266	4,036,488	47,303	△5,182,722	△0	5,372,335

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年10月1日残高	6,213	6,213	62,903	5,812,699
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	18,333
当期純損失	-	-	-	△389,580
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	28,375	28,375	△6,543	21,831
事業年度中の変動額合計	28,375	28,375	△6,543	△349,416
2022年9月30日残高	34,588	34,588	56,359	5,463,283

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月17日

フィンテック グローバル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 川崎 史 顯 ㊟

監査等委員 鈴木 健次郎 ㊟

監査等委員 大山 亨 ㊟

(注) 監査等委員川崎史顯、鈴木健次郎及び大山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB5



交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩5分 銀座駅より徒歩6分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分 京橋駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線	二重橋前駅より徒歩5分 日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸の内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

